

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「専任主査、」を削る。

第六条第一項第二号中「用度第二係」の下に、「警務部留置管理課留置庶務係並びに交通部交通指導課管理運用係並びに高速道路交通警察隊庶務係、指導第一係及び指導第二係」を加える。

別表第一の一の項委任事務の欄に次の一号を加える。

二 当該課で収納する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「審査法」という。）の規定による審理手続における提出書類等の写し等の交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

別表第一の二の項委任事務の欄に次の一号を加える。

二 教育委員会事務局の本庁で収納する審査法の規定による審理手続における提出書類等の写し等の交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

別表第一の三の項出納員の欄中「教員免許係長」を「企画調整係長」に改め、同表の五の項委任事務の欄中「行政文書の写しの交付、」を「行政文書の写しの交付及び」に改め、「及び広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成十六年広島県条例第五十号。以下「情報公開・個人情報保護審査会条例」という。）の規定による意見書又は資料の写しの交付」を削り、同表の六の項委任事務の欄に次の一号を加える。

三 警察本部で収納する審査法の規定による審理手続における提出書類等の写し等の交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

別表第一の十八の項中

広島県立三次看護専門学校	総務課長	
広島県立総合精神保健福祉センター	総務企画課長	次長
広島県立広島学園	総務課長	

を

広島県立三次看護専門学校	総務課長	副校長
広島県立総合精神保健福祉センター	総務企画課長	次長
広島県立広島学園	総務課長	副園長

に改め、同表の二十の項中

広島県東部農業技術指導所	次長	
広島県北部農業技術指導所	次長	

を

広島県東部農業技術指導所	次長	所長
広島県北部農業技術指導所	次長	所長

に改める。

別表第二の一の項委任事務の欄中「情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定による意見書又は資料の写し」を「広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成十六年広島県条例第五十号）の規定による意見書又は資料の写し等」に改め、同表の十二の項委任事務の欄に次の一号を加える。

二 広島県大阪情報センターで収納する審査法の規定による審理手続における提出書類等の写し等の交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

別表第二の十九の項中

広島県西部建設事務所	魚切ダム管理事務所	所長
	呉支所野呂川ダム管理事務所	所長
	東広島支所椋梨ダム管理事務所	所長

を

広島県西部建設事務所	魚切ダム管理事務所	所長
	呉支所野呂川ダム管理事務所	所長
	東広島支所椋梨ダム管理事務所	所長
広島県北部建設事務所	庄原支所庄原ダム管理事務所	所長

に改め、同表の二十の項中

土木局	土砂法指定推進担当課長
-----	-------------

を

総務局	審理総括監
環境県民局	大学教育振興担当課長
健康福祉局	国保県単位化推進担当課長
土木建築局	土砂法指定推進担当課長

に改める。

別表第三の一の項中

総務局総務課出納員（
当該委任事務を委任さ
れた者に限る。）

を

総務局総務課出納員（
副館長
当該委任事務を委任さ
れた者に限る。）

に改め、同表の二の項委任事務の欄に次の一号を加

える。

二 広島県立身体障害者更生相談所で収納する審査法の規定による審理手続における提出書類等の写し等の交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管
別表第三の三の項委任事務の欄に次の一号を加える。

二 広島県大阪情報センターで収納する審査法の規定による審理手続における提出書類等の写し等の交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管
別表第三の四の項委任事務の欄に次の一号を加える。

二 広島県食肉衛生検査所で収納する審査法の規定による審理手続における提出書類等の写し等の交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十八年広島県条例第二号）附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成十六年広島県条例第五十号）第十二条第一項の規定による意見書又は資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管については、この規則による改正後の出納員その他の会計職員の内命等に関する規則別表第一の五の項及び別表第二の一の項の規定にかかわらず、警察本部総務部総務課で収納するものについては警察本部総務部総務課文書管理第二係長を出納員とし、警察本部総務部総務課課長代理を臨時の出納員とし、総務局総務課で収納するものについては総務局総務課担当監を出納員とする。